

令和7（2025）年度

第3回

柏崎市国民健康保険運営協議会

資料集

国 保 医 療 課

健 康 推 進 課

令和8（2026）年2月4日（水）

## 令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

## 補正予算（第4号）（案）説明資料

## 【 歳 出 】

## 1 款 総務費

810千円の減額は、税務課分の職員人件費の増額措置180千円及び子ども・子育て支援金の開始に伴うシステム改修経費が減額になったことによる減額措置990千円によるものです。

## 5 款 基金積立金

基金積立金44,741千円の増額は、歳入歳出の均衡を図るため、余剰金を基金へ積み立てるため増額措置するものです。

## 【 歳 入 】

## 3 款 国庫支出金

子ども・子育て支援事業費補助金990千円の減額は、歳出1款総務費で記載の子ども・子育て支援金のシステム改修経費の減額によるものです。

## 5 款 財産収入

514万6千円の増額は、昨今の金利の上昇に伴う基金積立金の利子の増加見込みにより、増額措置するものです。

## 6 款 繰入金

- (1) 「1 保険基盤安定繰入金」33,889千円の増額は、今年度の繰入額が確定したことに伴い、予算額を上回る分を増額措置するものです。
- (2) 「2 職員給与費等繰入金」180千円の増額は、歳出1款で説明した税務課の職員人件費を増額措置するものです。
- (3) 「6 未就学児均等割保険税繰入金」367千円の減額は、今年度の繰入額が確定したことに伴い、予算額を下回る分を減額措置するものです。
- (4) 「7 産前産後保険税繰入金」327千円の増額は、今年度の繰入額が確定したことに伴い、予算額を上回る分を増額措置するものです。
- (5) 財政調整基金繰入金38,000千円の減額は、今年度の決算の見込みから繰入れの必要がないことから減額措置するものです。

## 7 款 繰越金

繰越金43,746千円の増額は、予算化されていなかった前年度繰越金を全額予算化するため増額措置するものです。

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第4号）（案）

歳入		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 国民健康保険税				
医療給付費分	712,785		712,785	
後期高齢者支援金分	308,394		308,394	
介護納付金分	93,338		93,338	
(計)	1,114,517	0	1,114,517	
2款 使用料及び手数料	1	0	1	
3款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1		1	
子ども・子育て支援事業費補助金	8,690	▲ 990	7,700	
(計)	8,692	▲ 990	7,702	
4款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,174,357		6,174,357	
保険給付費等交付金(特別交付金)	196,976		196,976	
・保険者努力支援分	37,627		37,627	
・特別調整交付金分	106,479		106,479	
・県繰入金	23,139		23,139	
・特定健康診査等負担金	29,731		29,731	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,371,334	0	6,371,334	
5款 財産収入	4,421	5,146	9,567	
6款 繰入金				
一般会計(1～7の計)	788,418	34,029	822,447	
1保険基盤安定	328,233	33,889	362,122	
2職員給与費等	149,948	180	150,128	
3出産育児一時金等	8,333		8,333	
4財政安定化支援	109,217		109,217	
5その他	190,910		190,910	
・事業勘定分	0		0	
・直診勘定分	190,910		190,910	
6未就学児均等割保険税繰入金	1,308	▲ 367	941	
7産前産後保険税繰入金	469	327	796	
財政調整基金繰入金	38,000	▲ 38,000	0	
(計)	826,418	▲ 3,971	822,447	
7款 繰越金	35,380	43,746	79,126	
8款 諸収入				
延滞金加算金等	29,985		29,985	
雑入	2,514		2,514	
(計)	32,499	0	32,499	
合計	8,393,262	43,931	8,437,193	

歳出		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 総務費	159,724	▲ 810	158,914	
2款 保険給付費				
療養給付費	5,268,374		5,268,374	
療養費	23,012		23,012	
審査支払手数料	20,803		20,803	
高額療養費	861,692		861,692	
高額介護合算療養費	466		466	
移送費	10		10	
出産育児一時金	12,500	0	12,500	
出産育児一時金支払手数料	6		6	
葬祭費	7,500		7,500	
傷病手当金	16		16	
(計)	6,194,379	0	6,194,379	
3款 国民健康保険事業費納付金				
医療給付費分	1,108,227		1,108,227	
後期高齢者支援金等分	428,999		428,999	
介護納付金分	125,012		125,012	
(計)	1,662,238	0	1,662,238	
4款 保健事業費	102,589	0	102,589	
5款 基金積立金	4,421	44,741	49,162	
6款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	44,083		44,083	
直診勘定繰出金	215,828		215,828	
(計)	259,911	0	259,911	
7款 予備費	10,000	0	10,000	
合計	8,393,262	43,931	8,437,193	

(単位:千円)

国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R7.7.31現在)	1,686,724
基金繰入金(歳入6款)	0
基金積立金	0
基金残額	1,686,724

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について

1 国民健康保険税条例の一部改正(案)について

(1) 改正理由

改正理由は、大きく分けて①医療保険分の税率改正に伴うものと、②子ども・子育て支援納付金分の新設に伴うものの2つになります(詳細は、「2 条例改正による主な変更箇所について」のとおり)。

(2) 改正税率(案)について

現行税率

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.15%	18,400 円	20,200 円
支援分	2.77%	7,600 円	8,700 円
介護分	2.50%	14,000 円	—

第2回運営協議会提案税率

	所得割	均等割	平等割
医療分	5.30%	16,200 円	16,200 円
支援分	2.77%	7,600 円	8,700 円
介護分	2.50%	14,000 円	—
子ども分	0.25%	1,400 円	—

※1人当たり調定額 93,256 円  
1世帯当たり調定額 123,231 円

今回提案税率

	所得割	均等割	平等割
医療分	<b>5.40%</b> (△0.75%)	<b>17,400 円</b> (△1,000円)	<b>17,400 円</b> (△2,800円)
支援分	2.77%	7,600 円	8,700 円
介護分	2.50%	14,000 円	—
子ども分	<b>0.27%</b>	1,400 円	—

※1人当たり調定額 95,197 円  
(現行税率比△3,065 円)  
1世帯当たり調定額 125,926 円  
(現行税率比△4,397 円)

※赤字は、第2回運営協議会提案の税率との比較  
※( )内は、現行税率との比較

以下の理由により、第2回運営協議会でお示した税率改正(案)を上の今回提案税率の表のとおり変更させていただきたい。

・ 変更の理由

- ① 1月8日に新潟県から示された県への確定事業費納付金が大幅に増加したこと(次ページ参考①の表のとおり)。
- ② 国の制度改正により、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入れが令和8(2026)年度からなくなり、医療分の税で賦課することとなるため(影響額800万円)。
- ③ ①、②を基に今後の状況を試算したところ、基金残高が前回の想定以上に少なくなることが見込まれるため

### (3) 税率改正による歳入の減少見込額

△5,112万1千円（前回協議会提案税率比 +4,460万9千円）

（内訳）

- ①税率改正による課税額（調定額）の減少 △4,043万8千円（前回協議会提案税率比 +2,476万9千円）
- ②一般会計からの繰入金の一つである保険基盤安定（均等割・平等割の低所得者への軽減等の制度）の減額 △1,068万3千円（前回提案税率比 +1,984万円）

### (4) 税率改正(案)を受けての基金残高見込み(令和12(2030)年度まで)

（単位：千円）

年度	残高見込み	基金取崩額
令和6(2024)	1,686,724	
令和7(2025)	1,691,145	なし
令和8(2026)	1,652,807	47,862
令和9(2027)	1,566,044	91,111
令和10(2028)	1,426,801	143,480
令和11(2029)	1,239,647	191,219
令和12(2030)	1,012,628	230,903



#### 5年間の取崩総額

7億457万5千円  
（第2回協議会提案時の5億2,641万2千円から1億7,816万3千円増）

※令和6（2024）は、実績

### (5) 施行期日

令和8（2026）年4月1日

#### 参考

#### ①令和8（2026）年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果と仮算定との比較 （単位：千円）

	令和8(2026)年度 仮算定	令和8(2026)年度 本算定	差
医療分	968,483	1,032,253	63,770
支援分	408,505	415,597	7,092
介護分	128,676	115,178	△13,498
子ども分	36,789	40,206	3,417
合計	1,542,453	1,603,234	60,781

- ・県への納付金額は、今年度仮算定との比較で約6,000万円増加しました。
- ・医療分については、令和8(2026)年度の保険給付費が診療報酬改定を受け、増加する見込みとなったことから、大幅な増額となったものです。
- ・子ども分は、国から賦課限度額が示されたため、今回の本算定において、正確な額が今回算出された結果、増額となったものです。

②新潟県から示された令和8(2026)年度国保事業費納付金本算定における標準保険料(税)率の状況

	所得割	均等割	平等割	備考
医療分	5.73% (+0.40%)	18,372 円 (+1,282 円)	20,110 円 (+2,000 円)	
支援分	3.03% (+0.06%)	8,905 円 (+200 円)	10,240 円 (+230 円)	
介護分	2.60% (Δ0.21%)	14,562 円 (Δ1, 894 円)	—	
子ども分	0.27%	1,486 円	—	新規算出

※( )内は、仮算定で示された税率との比較

・医療分、子ども分の今回提案税率は、新潟県から示された標準保険料(税)率を基に、被保険者数、世帯数、収納率を本市の実態に合わせて算出しました。

## 2 条例改正による主な変更箇所について

### (1) 医療保険分の税率改正に伴うもの

・7割・5割・2割の軽減世帯に係る、均等割・平等割を減額する額の改正

減額する額

	7割軽減世帯		5割軽減世帯		2割軽減世帯	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
均等割	12,880 円	12,180 円	12,880 円	12,180 円	3,680 円	3,480 円
平等割	14,140 円	12,180 円	14,140 円	12,180 円	4,040 円	3,480 円
特定世帯	7,070 円	6,090 円	7,070 円	6,090 円	2,020 円	1,740 円
特定継続世帯	10,605 円	9,135 円	10,605 円	9,135 円	3,030 円	2,610 円

・未就学児に係る保険税の均等割額を減額する額の改正

減額する額

	改正前	改正後
7割軽減世帯	2,760 円	2,610 円
5割軽減世帯	4,600 円	4,350 円
2割軽減世帯	7,360 円	6,960 円
軽減なし世帯	9,200 円	8,700 円

### (2) 子ども・子育て支援納付金分の新設に伴うもの

・「課税額」の新設

現在は、主に県に納める国民健康保険事業費納付金等の支出に充てるために基礎課税分（以下、「医療保険分」といいます。）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分で課税していますが、令和8（2026）年度から新たに子ども・子育て支援金分の課税が始まるため、第3条第1項に第4号を新設します。また、第5項として、子ども子育て支援納付金課税額の算出方法について、新たに規定します。

・税率の新設

子ども・子育て支援納付金分の課税のため、条を新設します。

○税率（案）（再掲）

	子ども・子育て支援納付金分			
	所得割	均等割	18歳以上 被保険者均 等割額	平等割
新設税率 (案)	0.27%	1,400円	60円	

※18歳以上被保険者均等割額・・・子ども・子育て支援金制度の趣旨を考慮し、国保加入世帯のうち、18歳以下の被保険者は、均等割が一旦賦課されますが、全額軽減されます。この全額軽減された分について、18歳を超える被保険者が負担することになっており、その1人当たりの額です。

- ・7割・5割・2割の軽減世帯に係る、均等割・18歳以上均等割を減額する額の新設標記について、子ども・子育て支援納付金分について、新設します。

減額する額

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
均等割	980円	700円	280円
18歳以上均等割	42円	30円	12円

- ・未就学児に係る保険税の均等割額を減額する額の新設

減額する額

7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
210円	350円	560円	700円

- ・出産被保険者に係る子ども・子育て支援金分の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額の規定の新設  
 出産被保険者に対しても子ども・子育て支援金分の減額制度が適用となるため、規定を新設します。
- ・子ども・子育て支援金分に係る均等割額の18歳以下に対する減額の規定の新設  
 子ども・子育て支援金制度の趣旨を考慮し、国保加入世帯のうち、18歳以下の被保険者は、均等割が一旦賦課されますが、全額軽減されるため、規定を新設します。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定(案)について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症が令和2（2020）年からまん延したことに伴い、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した方が会社を休みやすい環境を作り、外出を控えることで感染拡大の抑制につながることを目的として、労務ができない期間の日数に応じて傷病手当を支給する制度を制定しました。

その後、令和5（2023）年5月7日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類が変更され、この日までに感染した方が支給対象となりました。

この手当に対する民法の消滅時効は2年であり、その期間を経過し、支給対象者がいなくなったため、この規定を削除するものです。

2 施行期日

公布の日（2月20日を予定）

3 その他

年度別支給件数と支給額

令和4（2022）年度	7件、	119,621円
令和5（2023）年度	2件、	40,605円
合計	9件、	160,226円

## 令和8（2026）年度国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険事業の適正かつ安定した運営の確保を図るために、法令に基づく適正な事業運営の実施及び保険財政の健全化を推進することを主眼として、次のとおり重点事項を定め、事業を実施する。

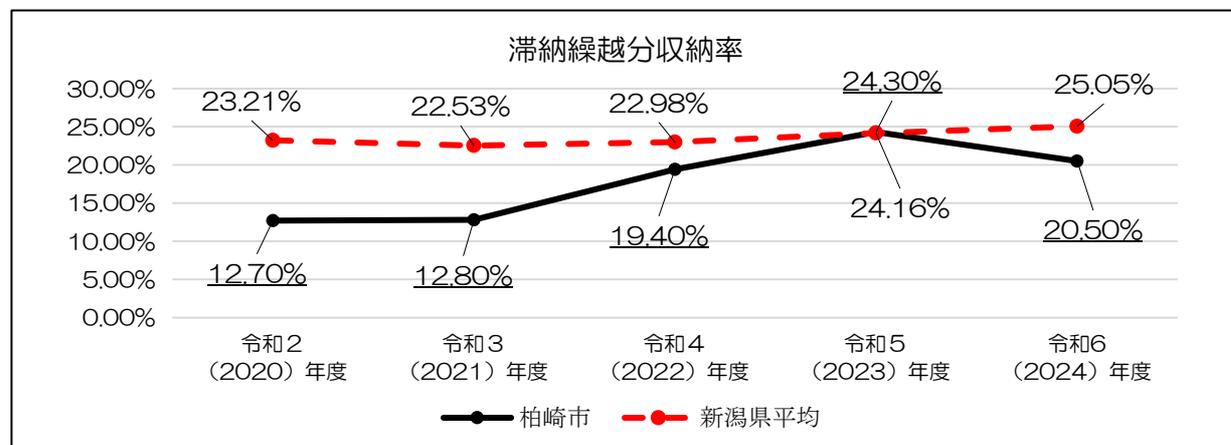
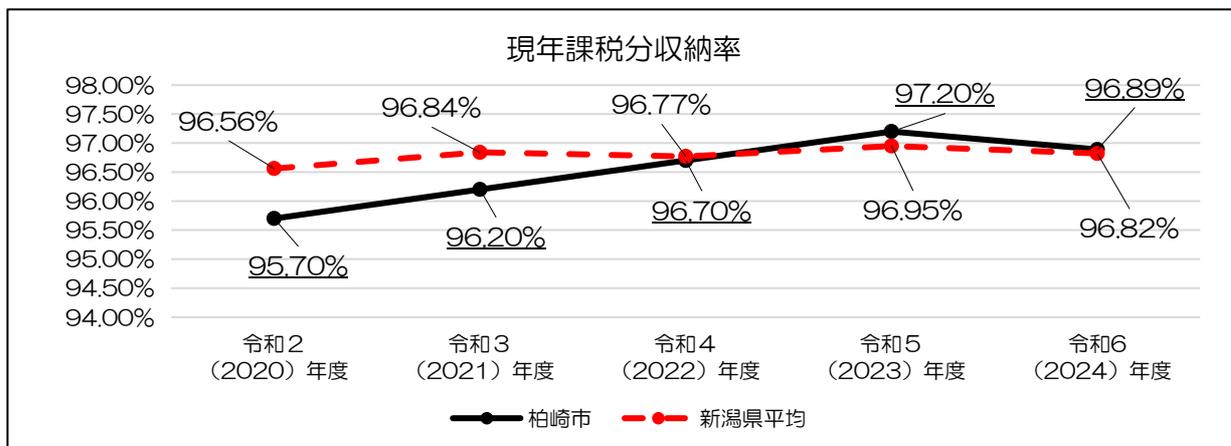
### 1 収納率向上対策の推進

国民健康保険加入者の国民健康保険税の負担公平を図る観点から、国民健康保険税の滞納世帯に対する実効的な対策を講じ、引き続き滞納世帯の解消に努める。

なお、実施に当たっては、個々の滞納者の生活実態等（滞納の状況、滞納の期間、収入の状況、世帯状況等）を的確に把握した上で、きめ細かく対応する。

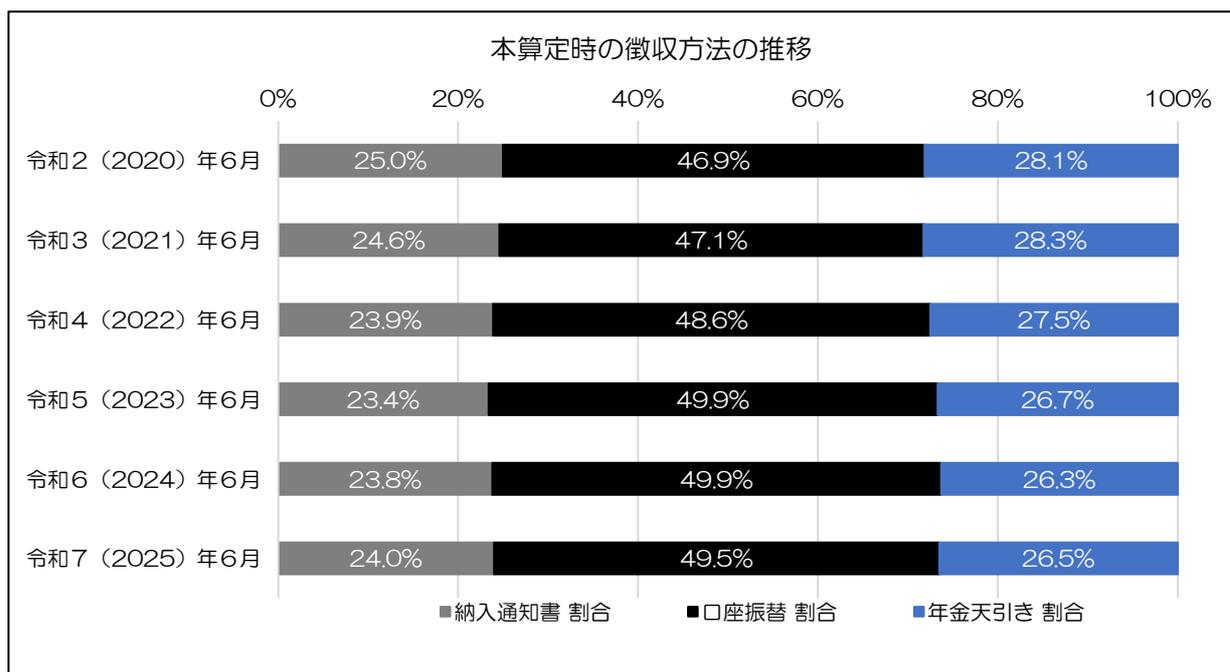
柏崎市の収納率は、令和6（2024）年度実績において、現年課税分が96.89%、滞納繰越分が20.50%となっている。現年課税分は、前年度と同様に高い収納率で推移しており、滞納繰越分は、前年度から若干低下したものの、20%以上を維持している。

このことから、令和8（2026）年度の収納率目標は、現年課税分においては、令和6（2024）年度並みを維持することとし、滞納繰越分は20%以上を目指す。



### (1) 口座振替による納付の推進

国保加入時や納税通知書の送付時等の機会を活用し、口座振替による納付の推進を行う。



### (2) 滞納者の生活実態等の的確な把握による対応

国民健康保険税を滞納している世帯に対しては、納付状況等に応じて療養の給付のほか、特別療養費の支給を行う。

### (3) 滞納処分の実施

滞納者の財産調査を行い確認でき次第、厳正な滞納処分を行うことで、本人の納税意識を向上させ自主納付につながるように努める。

## 2 令和8（2026）年度の国民健康保険税の税率決定

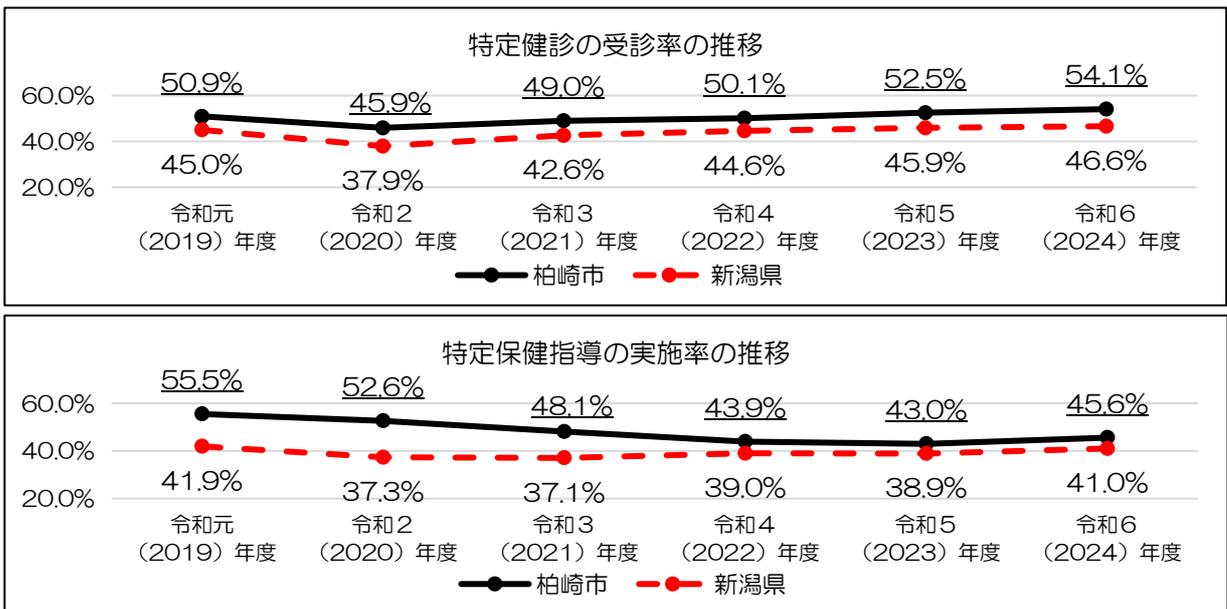
令和8（2026）年度の国民健康保険税率は、新潟県から示される令和8（2026）年度の標準保険料率を参考に、令和7（2025）年度の国民健康保険税率との比較、さらに令和8（2026）年度から子ども・子育て支援金制度が開始され、それに係る賦課がされることを踏まえた上で既存の区分も含めた中で適正な税率を決定し、国民健康保険事業の安定かつ健全な事業運営の確保を目指す。

## 3 医療費の適正化に向けた取組

### (1) 第3期データヘルス計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）の推進

令和6（2024）年度を初年度とする第3期データヘルス計画を軸とし、国民健康保険被保険者の健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を目指した保健事業を実施することで、医療費の適正化を推進する。

(2) 第4期特定健康診査等実施計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）に基づく受診率・特定保健指導実施率の向上



特定健康診査の受診率は54.4%以上、特定保健指導の実施率は52.0%以上を目標とする。

このため、以下のとおり事業を行う。

ア 特定健診自己負担金の減額

（41歳から69歳まで：1,900円→1,000円、70歳から74歳まで：500円→無料）

イ 健診会場の見直し

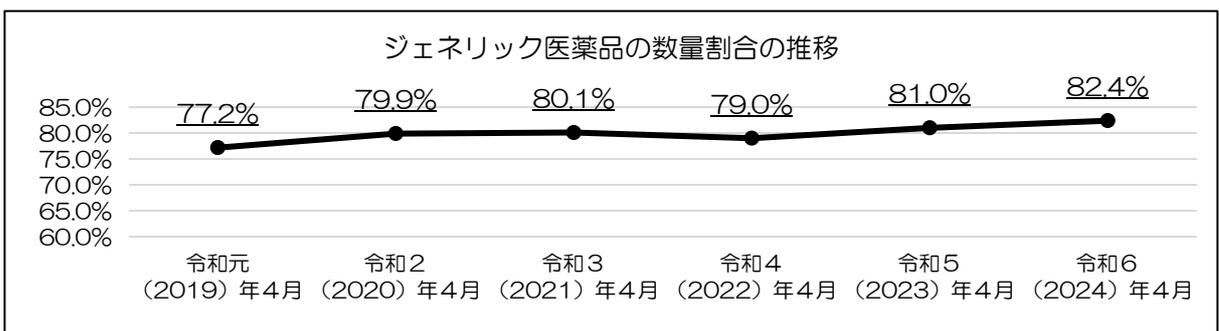
- ・セット健診の実施（日数の拡充：1日→3日）
- ・夏季のコミセン会場の集約
- ・特定健診と肺がん検診を同時に受診できる会場の増設

ウ 特定健診・特定保健指導の実施率向上対策（受診勧奨）

(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品に比べて安価かつ治療効果が同程度のものであることから、被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額を通知し、使用促進につなげることで、医療費上昇の抑制を図る。

また、『広報かしわざき』への保健事業の紹介記事の掲載や、国民健康保険加入時や資格確認書等年次更新（8月）の際に、お薬手帳や資格確認書に貼ることのできる「後発医薬品希望シール」を配布することで、使用促進を図る。



#### (4) 医療費通知の実施

医療費の削減や適正受診に対する意識を高めるために、被保険者自身の診療等に支払った医療費を被保険者へ通知する。

### 4 保険給付の適正化のための取組

#### (1) レセプト点検体制の充実

電子化されたレセプトについて、引き続き効率的な縦覧点検を実施することにより、更なる医療給付の適正化に努める。

#### (2) 第三者行為に係る事故等の発見と届出の周知

負傷原因照会を行い、第三者による行為が傷病の原因となったレセプトの発見に努め、該当レセプトの提出があった場合には、傷病届等の提出が必要であることを『広報かしわざき』や市のホームページ、資格確認証等年次更新（8月）の際に同封する『国保ガイド』によって被保険者へ周知し、適正な医療給付の執行に努める。

### 5 資格適用適正化の推進

#### (1) 国民健康保険加入者の資格確認

医療保険の重複加入・加入漏れを防ぐため、納税通知書送付時及び滞納世帯への「資格確認書」等送付時に「加入保険を確認するための書類」を同封し、必要な手続きを速やかに行うよう促す。

#### (2) 被用者保険加入の国保被保険者に対する資格適用適正化

健康保険（被用者保険）加入者のうちの国保の資格を保持したままとなっている者に対して、年金加入情報やオンライン資格確認の情報活用による国保資格の喪失勧奨を行う。

#### (3) 被保険者に対する情報提供・年金事務所との連携

事業所に勤務し、本来は健康保険（被用者保険）や厚生年金に加入すべきところ、国民健康保険や国民年金に加入したままとなっている被保険者がいることから、国の通知に基づき、国民健康保険の被保険者資格の適正な管理を促進するために、被保険者に対する情報提供・確認票の送付を始めとして、年金事務所と連携した資格確認事務を実施する。

### 6 国民健康保険制度の周知

(1) 納税通知書送付や資格確認書の年次更新時に、制度周知用の『国保ガイド』やリーフレットを同封する。また、窓口での国民健康保険加入時の説明とあわせ、周知用資料として交付する。

(2) 毎年掲載している『広報かしわざき』及び市のホームページを活用し周知する。

### 7 保険料県統一化を見据えた国保事業の円滑な執行

今後、行われる予定である保険料県統一化を見据えながら、県連携会議への参加や県・他市町村

と緊密な連携を図り、情報収集などを行う。また、当市の国保事業の実態を考慮した上で国保連合会の共同事業への参加を積極的に進め、国保事業の円滑な執行を推進する。

## 令和8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

## 当初予算（案）

## 【 全 体 】

予算総額は79億5,160万4千円で、前年度当初予算と比較して3億9,200万7千円、4.7%減で編成いたしました。

各科目において減額傾向が見られますが、少子高齢化による被保険者数の減少が主な要因と考えられます。

## 【 歳 出 】

## 1款 総務費

国民健康保険事業を運営するために必要な一般事務費（職員人件費、国保連合会負担金、国保運営協議会費）であり、前年度に対して1,029万3千円増（7.4%増）の1億4,908万1千円を計上しました。

## 2款 保険給付費

入院、外来、歯科、調剤費用額、コルセット等の装置、高額医療費など保険者が負担するものであり、前年度に対して3億6,216万円減（5.8%減）の58億3,221万9千円を計上しました。

## 3款 国民健康保険事業費納付金

前年度に対して5,900万4千円減（3.5%減）の16億323万4千円を計上しました。なお、子ども・子育て支援金分は、新設項目です。

## 4款 保健事業費

特定健康診査、特定保健指導及び総合健診などに係る費用であり、特定健診自己負担金の減額や、より受診しやすい環境を整え、利便性を高めることで受診率の向上を目指すため、前年度に対して1,227万5千円増（12.0%増）の1億1,486万4千円を計上しました。

## 5款 基金積立金

国民健康保険の事業に要する費用に不足が生じた場合等の費用に充てるための基金であり、基金利子分952万4千円を計上しました。

## 6款 諸支出金

国民健康保険税を還付するための費用や直営診療施設勘定への繰り出すための費用であり、前年度に対して148万6千円増（0.6%増）の2億3,268万2千円を計上しました。

## 7款 予備費

昨年同様に1,000万円を計上しました。

**【 歳 入 】****1款 国民健康保険税**

国民健康保険税は、医療給付費分の税率を改正し、子ども・子育て支援金分が新設されますが、前年度に対して7,490万3千円減(6.7%減)の10億3,961万4千円を計上しました。

**2款 使用料及び手数料**

使用料及び手数料は、国民健康保険加入者証明手数料です。

**3款 国庫支出金**

国庫支出金の災害臨時特例補助金は、東日本大震災等で被災した方の保険税減免分及び一部負担金分に対しての国の補填分です。

**4款 県支出金**

普通交付金は、歳出2款の保険給付に係る費用のうち、出産育児一時金、葬祭費を除く費用を全額県が交付します。前年度に対して3億6,119万4千円減(5.8%減)の58億1,316万3千円を計上しました。

特別交付金は、保険者のインセンティブによる保険者努力支援分や市町村の個別の事情により交付される特別調整交付金、特定健康診査に係る費用を国・県が1/3ずつ交付する特定健康診査等負担金があります。前年度に対して1,627万円3千円増(8.3%増)の2億1,324万9千円を計上しました。

**5款 財産収入**

財産収入は、基金の運用利子収入分であります。

**6款 繰入金**

繰入金は、前年度に対して2,119万7千円増(2.6%増)の8億4,203万3千円を計上しました。被保険者数の減少に伴う各項目の予算が縮小しておりますが、その分を財政調整基金から繰り入れることが増額の主な要因となります。

**7款 繰越金**

繰越金は、令和7(2025)年度決算の余剰金となります。

**8款 諸収入**

諸収入は、国民健康保険税の延滞金や第三者行為納付金です。

令和8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）当初予算（案）

令和8（2026）年2月4日

歳入

（単位：千円）

科 目	令和8 (2026) 年度 当初予算額	令和7（2025）年度 当初予算額との比較			備 考
		当初予算額	増減額	対比	
1 国民健康保険税	1,039,614	1,114,517	△ 74,903	93.3%	
2 ・医療給付費分	622,068	712,785	△ 90,717	87.3%	国民健康保険加入者の医療費の支払いに充てるための財源
3 ・後期高齢者支援金分	300,216	308,394	△ 8,178	97.3%	後期高齢者医療制度を支援するための財源
4 ・介護納付金分	88,142	93,338	△ 5,196	94.4%	介護保険制度を支えるための財源 (40歳から65歳未満は国保税として納付)
5 ・子ども・子育て支援金分	29,188	-	-	-	18歳未満の子どもを支援するための財源（令和8（2026）年度から）
2款 使用料及び手数料	1	1	0	100.0%	証明手数料（国保加入者証明書）
3款 国庫支出金	2	2	0	100.0%	
8 災害臨時特例補助金	1	1	0	100.0%	東日本大震災等で被災した方の保険税や一部負担金の減免分に対して交付されるもの
9 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1	1	0	100.0%	マイナンバーと健康保険証一体化に向けたシステム改修等事業分に対して交付されるもの
4款 県支出金	6,026,413	6,371,334	△ 344,921	94.6%	
11 保険給付費等交付金（普通交付金）	5,813,163	6,174,357	△ 361,194	94.2%	2款保険給付費（出産育児一時金、葬祭費を除く。）に対して交付されるもの
12 保険給付費等交付金（特別交付金）	213,249	196,976	16,273	108.3%	
13 ・保険者努力支援分	40,340	37,627	2,713	107.2%	保険者努力支援制度（保険者へのインセンティブ制度）により市町村の取組に対して交付されるもの
14 ・特別調整交付金分	107,451	106,479	972	100.9%	災害、その他特別の事情に応じて交付されるもの
15 ・県繰入金	38,391	23,139	15,252	165.9%	県が定める基準に基づき、市町村の取組に対して交付されるもの
16 ・特定健康診査等負担金	27,067	29,731	△ 2,664	91.0%	県が定める基準に基づき、特定健康診査等費用額に対して交付されるもの
17 財政安定化基金交付金	1	1	0	100.0%	災害等特別な事情により収収不足が生じた場合、交付されるもの
5款 財産収入	9,524	4,421	5,103	215.4%	国保財政調整基金利子
6款 繰入金	842,033	820,836	21,197	102.6%	
20 一般会計繰入金①～⑦の計	753,046	782,836	△ 29,790	96.2%	法定内繰入分
21 ①保険基盤安定	299,335	328,233	△ 28,898	91.2%	保険税軽減相当額分+保険者支援分
22 ②職員給与費等	148,335	137,999	10,336	107.5%	国保係、税務課納税係の人員費及び事務費ほか
23 ③出産育児金等	0	8,333	△ 8,333	0.0%	出産育児一時金の2/3相当額の繰入がR8からなくなったため
24 ④財政安定化支援	104,511	109,217	△ 4,706	95.7%	国保財政の健全化及び保険税の平準化に資するために一般会計から限定的に繰出しが認められるもの
25 ⑤直診勘定分	199,233	197,277	1,956	101.0%	直診勘定会計赤字補てん分
26 ⑥未就学児均等割保険税	1,159	1,308	△ 149	88.6%	未就学児の均等割5割軽減相当額
27 ⑦産前産後保険税	473	469	4	100.9%	産前産後期間(原則4か月間)均等割と所得割軽減相当額
28 基金繰入金	88,987	38,000	50,987	234.2%	国民健康保険財政調整基金の取り崩し分
7款 繰越金	1	1	0	100.0%	
8款 諸収入	34,016	32,499	1,517	104.7%	
31 延滞金加算金等	30,002	29,985	17	100.1%	保険税延滞金ほか
32 雑入	4,014	2,514	1,500	159.7%	第三者行為納付金、雇用保険料
<b>合 計</b>	<b>7,951,604</b>	<b>8,343,611</b>	<b>△ 392,007</b>	<b>95.3%</b>	

令和8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）当初予算（案）

令和8（2026）年2月4日

歳出

（単位：千円）

科 目	令和8 (2026) 年度 当初予算額	令和7（2025）年度 当初予算額との比較			備 考
		当初予算額	増減額	対比	
1 総務費	149,081	138,788	10,293	107.4%	国保係、税務課納税係人員費他事務経費
2 保険給付費	5,832,219	6,194,379	△ 362,160	94.2%	
3 ・療養給付費	4,944,874	5,268,374	△ 323,500	93.9%	入院、外来、歯科、調剤費用額の保険者負担分
4 ・療養費	20,568	23,012	△ 2,444	89.4%	治療器具、薬費、鍼灸他費用額の保険者負担分
5 ・高額療養費	827,649	861,692	△ 34,043	96.0%	高額医療費の保険者負担分
6 ・高額介護合算療養費	517	466	51	110.9%	高額医療と高額介護の合算額が一定額を超えた場合に支給
7 ・移送費	30	10	20	300.0%	患者移送費用
8 ・出産育児一時金	12,006	12,506	△ 500	96.0%	
9 ・葬祭費	7,050	7,500	△ 450	94.0%	
10 ・審査支払手数料	19,525	20,803	△ 1,278	93.9%	連合会へ支払うレセプト審査手数料など
11 ・傷病手当金	0	16	△ 16	0.0%	制度終了により、皆減
3款 国民健康保険事業費納付金	1,603,234	1,662,238	△ 59,004	96.5%	県単位に伴い財政主体である県が必要な財源を確保するため市町村に譲すもの
13 ・医療給付費分	1,032,253	1,108,227	△ 75,974	93.1%	
14 ・後期高齢者支援金分	415,597	428,999	△ 13,402	96.9%	
15 ・介護納付金分	115,178	125,012	△ 9,834	92.1%	
16 ・子ども・子育て支援金分	40,206	-	-	-	令和8（2026）年度から納付開始
4款 保健事業費	114,864	102,589	12,275	112.0%	総合健診、特定健診など
5款 基金積立金	9,524	4,421	5,103	215.4%	国保財政調整基金の積立（利子を含む。）
6款 諸支出金	232,682	231,196	1,486	100.6%	
20 償還金及び還付加算金	9,001	9,001	0	100.0%	保険税還付金ほか
21 直診勘定繰出金	223,681	222,195	1,486	100.7%	野田、北条、高柳、高柳歯科診療所直診勘定会計への繰出金
7款 子備費	10,000	10,000	0	100.0%	
<b>合 計</b>	<b>7,951,604</b>	<b>8,343,611</b>	<b>△ 392,007</b>	<b>95.3%</b>	

## 令和8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

## 当初予算（案）

中山間地域に位置する野田診療所、北条診療所、高柳診療所、高柳歯科診療所の4つの国保診療所において、地域住民に対して安全・安心な医療を提供します。

令和7（2025）年度は、関係機関と連携しインフルエンザを始めとした各種予防接種事業や診療・往診を行い、地域住民の健康を守ることができました。令和8（2026）年度も、引き続き適切な医療の提供に努めてまいります。

- 1 野田診療所と高柳・高柳歯科診療所においては、週5日の診療体制が整備されています
- 2 北条診療所では、週4日各半日の診療を行います。また、これまで実施してきたオンライン診療につきましては、樋口医師の医院とつないだオンライン診療の実施など、内容を拡充し引き続き受診の機会を確保してまいります。
- 3 地域の人口減少が著しく、また高齢者の割合も高い地域にある診療所であることから、外来だけでなく、訪問診療・訪問看護等の実施や地域包括支援センターなどの団体と連携しながら、地域の高齢者支援、地域住民の健康づくりを推進します。

令和8（2026）年度 国保特別会計（直営診療施設勘定） 当初予算 診療所別対比

【歳入】

（単位：千円）

科 目	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	(内訳) 野田診療所				(内訳) 北条診療所				(内訳) 高柳診療所				(内訳) 高柳歯科診療所			
	予算額	予算額			令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比
1 款 診療収入	97,768	118,556	-20,788	82.5%	21,460	32,150	-10,690	66.7%	21,702	26,600	-4,898	81.6%	40,800	44,600	-3,800	91.5%	13,806	15,206	-1,400	90.8%
外来収入	94,812	115,300	-20,488	82.2%	20,310	30,800	-10,490	65.9%	21,002	25,900	-4,898	81.1%	39,700	43,400	-3,700	91.5%	13,800	15,200	-1,400	90.8%
国保診療報酬収入	14,850	19,000	-4,150	78.2%	2,350	4,000	-1,650	58.8%	3,500	4,500	-1,000	77.8%	6,000	7,000	-1,000	85.7%	3,000	3,500	-500	85.7%
社保診療報酬収入	5,400	6,600	-1,200	81.8%	1,000	1,300	-300	76.9%	900	1,500	-600	60.0%	1,800	2,000	-200	90.0%	1,700	1,800	-100	94.4%
後期高齢診療報酬収入	60,000	72,000	-12,000	83.3%	14,000	21,000	-7,000	66.7%	13,500	16,000	-2,500	84.4%	26,000	28,000	-2,000	92.9%	6,500	7,000	-500	92.9%
その他の診療報酬収入	710	900	-190	78.9%	110	300	-190	36.7%	100	100	0	100.0%	400	400	0	100.0%	100	100	0	100.0%
一部負担金	13,851	16,800	-2,949	82.4%	2,850	4,200	-1,350	67.9%	3,001	3,800	-799	79.0%	5,500	6,000	-500	91.7%	2,500	2,800	-300	89.3%
介護報酬収入	1	0	1	--	0	0	0	--	1	0	1	--	0	0	0	--	0	0	0	--
その他の診療収入	2,956	3,256	-300	90.8%	1,150	1,350	-200	85.2%	700	700	0	100.0%	1,100	1,200	-100	91.7%	6	6	0	100.0%
2 款 使用料及び手数料	138	158	-20	87.3%	31	71	-40	43.7%	24	4	20	600.0%	81	81	0	100.0%	2	2	0	100.0%
使用料	3	3	0	100.0%	0	0	0	--	3	3	0	100.0%	0	0	0	--	0	0	0	--
施設使用料	3	3	0	100.0%	0	0	0	--	3	3	0	100.0%	0	0	0	--	0	0	0	--
文書料	131	151	-20	86.8%	30	70	-40	42.9%	20	0	20	--	80	80	0	100.0%	1	1	0	100.0%
手数料	4	4	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%
3 款 寄附金	4	4	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%
4 款 繰入金	223,681	222,195	1,486	100.7%	73,143	60,241	12,902	121.4%	50,344	56,151	-5,807	89.7%	73,258	75,949	-2,691	96.5%	26,936	29,854	-2,918	90.2%
5 款 繰越金	4	4	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%	1	1	0	100.0%
6 款 諸収入	5,578	5,778	-200	96.5%	2,107	2,160	-53	97.5%	1,183	1,202	-19	98.4%	2,048	2,137	-89	95.8%	240	279	-39	86.0%
歳入合計	327,173	346,695	-19,522	94.4%	96,743	94,624	2,119	102.2%	73,255	83,959	-10,704	87.3%	116,189	122,769	-6,580	94.6%	40,986	45,343	-4,357	90.4%

診療所区分	繰入金		
	総額	(一般会計分)	(一財分)
野田診療所	73,143	65,991	65,991
北条診療所	50,344	47,822	47,822
高柳診療所	73,258	65,636	37,636
歯科診療所	26,936	19,784	7,584
合計	223,681	199,233	159,033

国事→国直 一般→国事 過疎債、八ヶ岳補助金除く

診療所区分	特別調整交付金			過疎対策債		
	(国保事業勘定△計上)			(一般会計△計上)		
野田診療所	7,152	0	0	0	0	0
北条診療所	2,522	0	0	0	0	0
高柳診療所	7,152	0	470	28,000	0	0
歯科診療所	7,152	0	0	12,200	0	0
合計	23,978	0	470	40,200	0	0
			24,448			40,200

【歳出】

科 目	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	(内訳) 野田診療所				(内訳) 北条診療所				(内訳) 高柳診療所				(内訳) 高柳歯科診療所			
	予算額	予算額			令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比	令和8 (2026) 年度	令和7 (2025) 年度	増減	対比
1 款 総務費	270,812	282,277	-11,465	95.9%	79,377	75,652	3,725	104.9%	59,089	67,791	-8,702	87.2%	95,360	98,943	-3,583	96.4%	36,986	39,891	-2,905	92.7%
施設管理費	270,120	281,532	-11,412	95.9%	79,005	75,257	3,748	105.0%	58,895	67,567	-8,672	87.2%	95,314	98,897	-3,583	96.4%	36,906	39,811	-2,905	92.7%
一般管理費	270,032	281,438	-11,406	95.9%	78,981	75,234	3,747	105.0%	58,878	67,543	-8,665	87.2%	95,290	98,874	-3,584	96.4%	36,883	39,787	-2,904	92.7%
人件費	99,782	102,842	-3,060	97.0%	24,635	24,294	341	101.4%	32,328	37,851	-5,523	85.4%	42,819	40,697	2,122	105.2%	0	0	0	--
運営費	170,250	178,596	-8,346	95.3%	54,346	50,940	3,406	106.7%	26,550	29,692	-3,142	89.4%	52,471	58,177	-5,706	90.2%	36,883	39,787	-2,904	92.7%
連合会負担金	88	94	-6	93.6%	24	23	1	104.3%	17	24	-7	70.8%	24	23	1	104.3%	23	24	-1	95.8%
研究研修費	692	745	-53	92.9%	372	395	-23	94.2%	194	224	-30	86.6%	46	46	0	100.0%	80	80	0	100.0%
2 款 医業費	55,361	63,418	-8,057	87.3%	17,116	18,722	-1,606	91.4%	13,916	15,918	-2,002	87.4%	20,579	23,576	-2,997	87.3%	3,750	5,202	-1,452	72.1%
医療用器材器具費	4,949	5,140	-191	96.3%	496	506	-10	98.0%	2,366	2,322	44	101.9%	1,967	2,192	-225	89.7%	120	120	0	100.0%
医療用消耗器材費	4,518	5,544	-1,026	81.5%	1,020	1,056	-36	96.6%	330	396	-66	83.3%	1,452	1,584	-132	91.7%	1,716	2,508	-792	68.4%
医薬品衛生材料費	45,894	52,734	-6,840	87.0%	15,600	17,160	-1,560	90.9%	11,220	13,200	-1,980	85.0%	17,160	19,800	-2,640	86.7%	1,914	2,574	-660	74.4%
3 款 予備費	1,000	1,000	0	100.0%	250	250	0	100.0%	250	250	0	100.0%	250	250	0	100.0%	250	250	0	100.0%
歳出合計	327,173	346,695	-19,522	94.4%	96,743	94,624	2,119	102.2%	73,255	83,959	-10,704	87.3%	116,189	122,769	-6,580	94.6%	40,986	45,343	-4,357	90.4%

## 令和8（2026）年度の国民健康保険制度改正について

### 1 国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

保険税の医療保険賦課額に係る限度額が66万円から67万円に、1万円の引き上げが行われ、新設される子ども・子育て支援金賦課額に係る限度額が3万円となります。今後、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税条例の改正を行う予定です。

医療分	後期分	介護分	子ども分	計（現行⇒改正）
66万円⇒ 67万円	26万円	17万円	<u>3万円</u> (※新設)	109万円⇒ <u>113万円</u>

### 2 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げについて

保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が30.5万円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が56万円から57万円に引き上げられる予定です。今後、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税条例の改正を行う予定です。

区分	世帯の所得の合計（世帯主と国保加入者と旧国保被保険者）
7割軽減	43万円+ {10万円×（給与所得者等の数－1）}
5割軽減	43万円+（30.5万円⇒ <u>31万円</u> ×国民健康保険加入者と旧国保被保険者の合計数）+ {10万円×（給与所得者等の数－1）}
2割軽減	33万円+（56万円⇒ <u>57万円</u> ×国民健康保険加入者と旧国保被保険者の合計数）+ {10万円×（給与所得者等の数－1）}

\*旧国保被保険者とは、国保に加入していて平成20（2008）年4月以降、後期高齢者医療制度へ移行した人をいいます。

\*給与所得者等の数とは、給与所得を有する方（給与収入55万円超の方）又は公的年金等の所得を有する方（公的年金等の支給が125万円超の方（65歳未満の方は60万円超の方）で給与所得を有する方は除く。）の合計数です。なお、表中（10万円×（給与所得者等の数－1））は、給与所得者等の数が2人以上の場合に適用されます。

### 3 高額療養費制度の改正について

次ページからの資料のとおり

ポイント

#### (1)長期療養者への配慮

- ア 多数回該当の金額の据え置き
- イ 年間上限の設定

#### (2)低所得者への配慮

- ア 「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額の引下げ
- イ 「住民税非課税区分」に外来年間上限を導入して、年間の最大自己負担額を現在より増加させない

# 高額療養費制度の見直しについて（イメージ）

- : 現行
- - - : 月額限度額見直し（令和8年度）
- : 所得区分の細分化（令和9年度）
- : 年間上限の月額平均（令和8年度）
- : 多数回該当の金額（現行額を据え置き）

## （1）長期療養者への配慮

### ●多数回該当（※）の据え置き

（※）年収約370万円～約770万円の者の自己負担限度額

- ・年1～3回目：80,100円 + 1%
- ・年4回目以降：44,400円（多数回該当）

### ●患者負担に年間上限（年単位の上限額）を導入

## （2）低所得者への配慮

- 住民税非課税区分の限度額の引き上げ率の緩和（①②）
- 住民税非課税ラインを若干上回る年収層「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額を引き下げ

（※）（4）と合わせて実施

## （4）応能負担 →所得区分の細分化

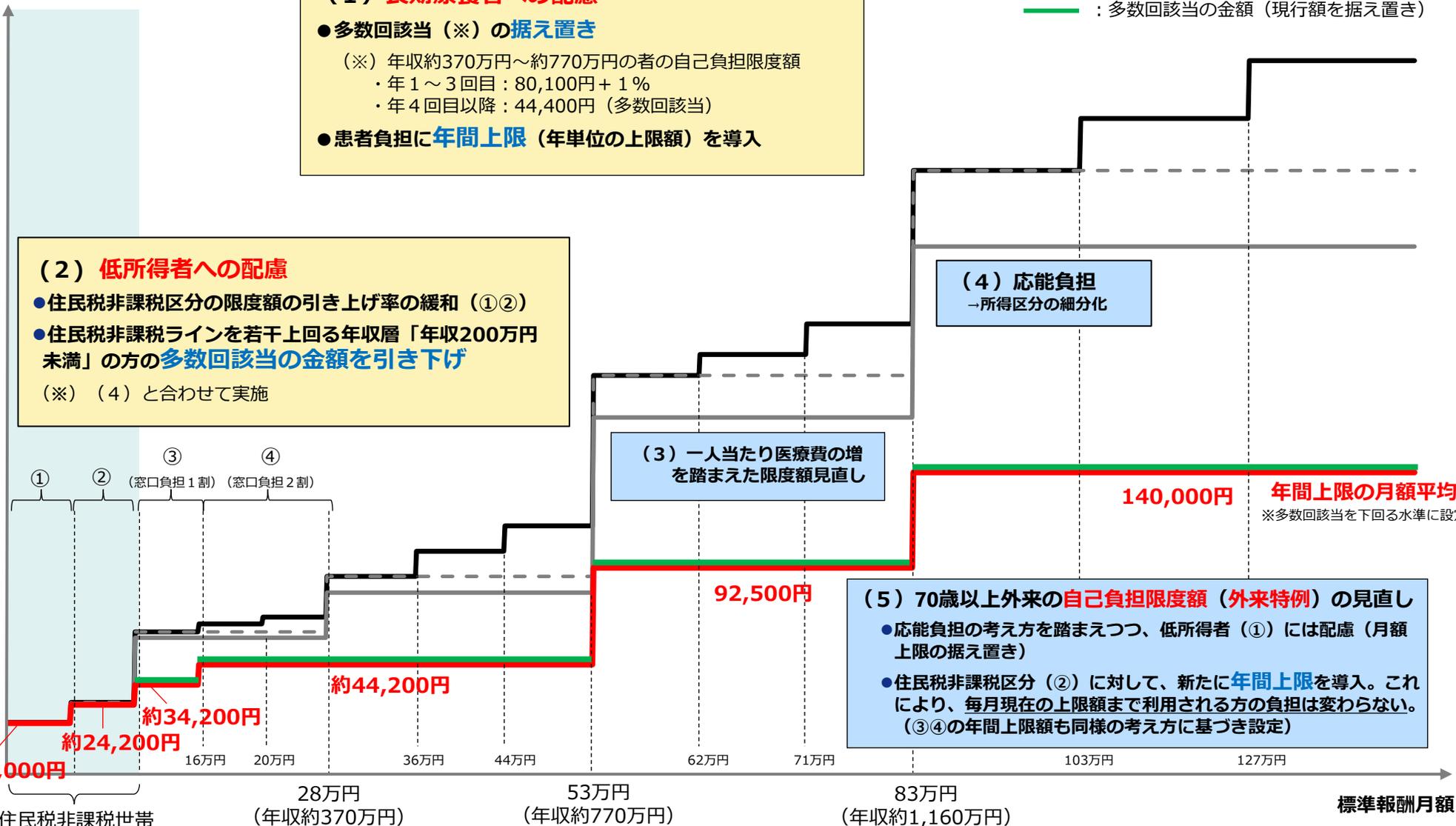
## （3）一人当たり医療費の増を踏まえた限度額見直し

140,000円 年間上限の月額平均  
※多数回該当を下回る水準に設定

## （5）70歳以上外来の自己負担限度額（外来特例）の見直し

- 応能負担の考え方を踏まえつつ、低所得者（①）には配慮（月額上限の据え置き）
- 住民税非課税区分（②）に対して、新たに年間上限を導入。これにより、毎月現在の上限度額まで利用される方の負担は変わらない。（③④の年間上限も同様の考え方にに基づき設定）

自己負担限度額  
（70歳以上・定額分）



# 高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1% <140,100>		—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		—
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1% <93,000>		—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		—
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1% <44,400>		—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		—
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の20見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

# 高額療養費制度の見直しのポイント

- 高額療養費制度の見直しの基本的な考え方（令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会）を踏まえ、高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮した見直しを行う。

## （1）長期療養者への配慮

### 1. 多数回該当の金額を据え置き

－長期に継続して治療を受けている方の経済的負担を増加させない。

### 2. 「年間上限」の導入

－多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となる。

## （2）低所得者への配慮

1. 住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「**年収200万円未満**」の方の**多数回該当の金額を引き下げる**。

2. 外来特例の限度額引上げの際、「**住民税非課税区分**」に**外来年間上限を導入**し、年間の最大自己負担額（12ヶ月限度額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。 21